

平成14年8月26日

各位

株式会社大和銀ホールディングス  
(コード番号8308)

債権の取立不能および取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社大和銀行(頭取 勝田 泰久) 株式会社近畿大阪銀行(頭取 高谷 保宏) および株式会社あさひ銀行(頭取 梁瀬 行雄)の取引先である株式会社地産について、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立が行われました。この結果、株式会社地産について取立不能および取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 株式会社地産の概要

- (1) 所在地 : 東京都渋谷区神宮前六丁目 12 番 18 号
- (2) 代表者の氏名 : 竹井 博史
- (3) 資本金の額 : 1,950百万円
- (4) 事業の内容 : ゴルフ場・ホテル業

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成14年8月26日、東京地方裁判所への会社更生手続開始の申立

3. 当該取引先に対する債権の種類および金額

株式会社 大 和 銀 行	貸出金	26億円
株式会社 近畿大阪銀行	貸出金	35億円
株式会社 あさひ銀行	貸出金	399億円

なお、当社子会社である奈良銀行には、本件に関する債権はありません。

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当該債権につきましては引当済みであり、当社が既に発表しております平成15年3月

期の業績予想に影響はございません。

以上

本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。